

令和8年度認定こども園及び保育所等利用に係る利用者負担額について

■3号認定(保育認定)に係る利用者負担額表

(参考)国基準額

階層区分	児童の保護者の課税状況	利用者負担基準額(月額)				利用者負担基準額(月額)	
		右記以外の世帯(A)		ひとり親・在宅障害児(者)のいる世帯(B)		入所年度初日の満年齢	
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
0～2歳 (3号認定)	0～2歳 (3号認定)	0～2歳 (3号認定)	0～2歳 (3号認定)	0～2歳 (3号認定)	0～2歳 (3号認定)	0～2歳 (3号認定)	0～2歳 (3号認定)
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	基準額 (市町村民税非課税世帯)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層 a	基準額 (所得割非課税世帯)	15,000円	14,840円	7,000円	6,920円	19,500円	19,300円
第3階層 b	所得割 48,600円未満	17,000円	16,820円	8,000円	7,910円		
第4階層 a	所得割 72, 800円未満	22,000円	21,700円	9,000円	9,000円	30,000円	29,600円
第4階層 b	所得割 97, 000円未満	24,000円	23,680円	9,000円	9,000円		
				所得割77,101円未満の世帯	所得割77,101円以上との世帯		
				24,000円	23,680円		
第5階層 a	所得割 133, 000円未満	30,000円	29,590円	30,000円	29,590円	44,500円	43,900円
第5階層 b	所得割 169, 000円未満	32,000円	31,560円	32,000円	31,560円		
第6階層	所得割 301, 000円未満	40,000円	39,400円	40,000円	39,400円	61,000円	60,100円
第7階層	所得割 397, 000円未満	47,000円	46,290円	47,000円	46,290円	80,000円	78,800円
第8階層	所得割 397, 000円以上	55,000円	54,150円	55,000円	54,150円	104,000円	102,400円

1. 課税額は児童の父・母の課税額を合算した額になります。

また、父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居祖父母等の課税額を含めて算定します。

2. 令和8年4月～8月は、令和7年度の課税額から算定し、令和8年9月～令和8年3月は、令和8年度の課税額から算定します。

3. 町民税所得割の額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額となります。

4. 年齢は＜入所年度初日現在＞が基準になり、入所以降に誕生日を迎ても翌年3月まで年齢基準は変更なりません。

【利用者負担額の多子軽減について】

(A)の世帯の場合

①所得割合算額が57,700円未満の世帯で、生計を一にする子どもにおいて第2子は半額、第3子以降は無償となります。

②所得割合算額が57,700円以上の世帯で、小学校就学前子どもにおいて兄姉が認定こども園・幼稚園・保育所に入園、又は障害者通所施設等を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

青森県保育料軽減事業

③所得割合算額が57,700円以上の世帯で、保護者が3人以上の児童を扶養し、そのうちの第3子以降は

〈第4階層であり、所得割額が57,700円以上の場合〉町基準額(②適用後)の3分の1が保育料となります。

〈第5階層以上〉【国基準額(②適用後)の1/2】に、【[町基準額(②適用後)]と[国基準額(②適用後)の1/2の額]の差額の1/3】を加算した額が保育料となります。

(B)の世帯の場合

①所得割合算額が77,101円未満の世帯で、生計を一にする子どもにおいて第2子以降は無償となります。

②所得割合算額が77,101円以上の世帯で、小学校就学前子どもにおいて兄姉が認定こども園・幼稚園・保育所に入園、又は障害者通所施設等を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

青森県保育料軽減事業

③所得割合算額が77,101円以上の世帯で、保護者が3人以上の児童を扶養し、そのうちの第3子以降は

〈第4階層であり、所得割額が77,101円以上の場合〉町基準額(②適用後)の3分の1が保育料となります。

〈第5階層以上〉【国基準額(②適用後)の1/2】に、【[町基準額(②適用後)]と[国基準額(②適用後)の1/2の額]の差額の1/3】を加算した額が保育料となります。

※「子ども」とは 子ども・子育て支援法施行規則第28条の2に定める、年齢に制限なく、保護者に監護されている者

※「児童」とは 児童福祉法第6条に定める、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる者。